

町 営 住 宅 の 募 集 に つ い て

富士見町営住宅条例第 3 条第 2 項の規定により、町営住宅の募集を次のように行うことを公示する。

令和 7 年 7 月 1 日

富士見町長 名 取 重 治

1. 募集住宅 ( 1 戸 )

乙事 団地	乙事町営住宅 4 号 (昭和 60 年度建築)
所 在	富士見町富士見 3237 番地 4
間 取	2K Y
戸 数	1 戸
  
2. 入居資格 公営住宅法第 23 条及び富士見町営住宅条例第 5 条第 1 項の規定による。
  - (1) 地方税を滞納していない者であること。
  - (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (3 カ月以内に婚姻する婚約者を含む) がある者であること。  
(富士見町町営住宅条例第 5 条第 2 項に該当する方は乙事町営住宅のみ  
単身入居可)
  - (3) 下記の収入基準を満たしている者であること。

収入基準
一般世帯 (世帯の総所得額—諸控除額) /12=158,000 円以下
裁量世帯 214,000 円以下
  - (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
  - (5) 町内に住所または勤務場所を有すること。
  - (6) 入居者及び同居者が暴力団員ではないこと。
  
3. 申込方法 総務課・管財係備え付けの申込用紙に記入し、必要書類を添えて申し込む。
  
4. 募集期間 7 月 1 日～7 月 15 日まで
  
5. 選考方法 公営住宅法第 25 条及び富士見町営住宅条例第 8 条の規定により公開抽選により選考する。
  
6. 入居期間 原則として入居決定後 10 日以内
  
7. 家 賃 富士見町営住宅条例により一律 乙事町営住宅 4 号 30,100 円